

第3回船橋市保育のあり方検討委員会 会議録

- 日 時 平成22年5月20日(木) 午前9時30分～11時36分
- 場 所 船橋市役所9階第1会議室
- 出席委員 森田委員、菊池委員、中原委員、飯島委員、田中委員、生田委員、鈴木委員
上杉委員、柴田委員、石井委員、木野内委員、佐藤委員、黄木委員、
小関委員、大岩委員
- 市 職 員 須田健康福祉局長、川名部子育て支援部長、佐藤保育課長、伊藤保育課課長補佐、
小原児童家庭課長、山田児童育成課課長補佐、香取療育支援課長
- 事 務 局 健康福祉局子育て支援部保育計画課
鈴木課長、古島課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、佐々木主任主事
- 次 第 1. 議事 (1) 資料説明
(2) 委員より現状報告
(3) 現代の保育の動向について
(4) 意見交換
(5) その他
- 傍聴者の定員、実数 定員7名、傍聴者7人
- 会議の公開、非公開の区分 公開

1. 開 会

○会長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第3回船橋市保育のあり方検討委員会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

なお、本日は、欠席のご連絡は入っておりません。全員出席でございます。

まず、会議の公開についてですが、本日の議題には不開示情報が含まれておりませんので、公開といたします。

また、傍聴人の定員については、7人とすることを決めさせていただいております。本日の傍聴人は7人いらっしゃいますので、よろしくお願ひします。どうぞ。

〔傍聴人入場〕

○会長

傍聴人の方に申し上げます。注意事項をお手元にお配りしてありますので、その注意事項を遵守していただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議の終了時刻ですが、11時30分頃を予定しておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

2. 議 事

(1) 資料説明

○会長

それでは、議事の進行に入らせていただきます。

本日の議事の(1)は、資料説明です。前回の会議の際にご質問がありました件、そしてまた、その後で幾つかの資料請求がございました。それについて、まず事務局から説明を簡潔にお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、補足説明に入ります前に、前回の資料の差し替えをお願いしたいと思います。本日お配りしてあります資料、インデックス15という資料の後2枚おいて、資料5「就学前児童の状況」でございます。これは前回お配りした資料でございます。こちらの表で、0歳から5歳の年齢別人口から保育園や幼稚園等の園児数を差し引いて、在宅として数を出してまいりました。

事務局で、こちらの4歳、5歳の在宅者数がそれぞれ6%、300人以上というのは多いのではないかということで、精査しましたところ、幼稚園在園児数として掲載していた数字が、船橋市内の幼稚園の在園児数であることがわかりました。また、市内の認可外教育施設として5施設が確認できましたので、欄を1つ設けました。その結果、在宅等がそれぞれ1%強、100人弱となりました。

以上により資料をつくり直しましたので、差し替えをお願いいたします。

以上でございます。

○会長

それでは、続いて説明をお願いしたいと思います。保育課長からですか。

○保育課長

資料1から、順次説明させていただきます。資料1の1ページをご覧くださいと思います。

平成20年度保育園人件費でございますが、上の段、公立保育園では、一般職人件費は、正規の保育士、看護師、栄養士、調理員の人件費で、職員数510人、1人当たり約736万5,000円になります。

非常勤職員、臨時職員は、後で説明しますが、地方公務員法により雇用されている職員です。非常勤一般職職員は78人、業務としては時間外の保育職員でございます。臨時職員は、保育士、調理員、用務員などが雇用されております。

なお、正規職員は、下の段ですが、557人配置されています。平成20年4月現在では47人の職員が育児休業などで休職中でございますので、一般職人件費は510人の人件費となります。

また、平成20年度の退職金でございますが、25名の退職で、1人当たりになりますと約1,359万8,000円となっております。

次に、私立保育園では、職員給与の人件費は、正規職員と社会保険加入者である準正規職員となり、合計655人で、1人当たり406万7,000円となっております。非常勤職員は、短時間保育士や時間外担当の保育士でございます。退職共済掛金は、事業主負担分の掛金となっております。

続きまして、資料2の2ページをお願いします。こちらは、保育園の正規職員のうち、保育士の年齢別人数でございますが、平成21年4月現在の資料となります。

なお、公立保育園の保育士459人のうち、59人は育児休業などの休業者となっておりますが、59を58人に訂正願います。先ほどの20年4月では47人でしたが、21年4月には58人と増えております。主に30歳代の保育士が育児休業を取得しております。

次に、資料3の3ページになります。公立保育園の正規職員の勤務割り振りでございますが、まず、1日の勤務時間が7時間45分となり、保育園の開所時間が午前7時から午後7時までの12時間となりますので、交代制勤務となり、シフトとして、保育士の場合は午前7時からの勤務、8時番、8時30分番、9時30分番などの勤務の割り振りで、シフトでの勤務交代となっております。

続きまして、資料4の4ページになります。公立保育園で雇用している臨時・非常勤職員の勤務条件ですが、まず、一番上の保育士から用務員までは、地方公務員法第22条の臨時職員、一番下の項目の時間外保育職員は、地方公務員法第17条の非常勤職員となります。

一番上の項目について説明しますが、臨時の保育士は、社会保険加入で時給1,210円となります。雇用期間は6カ月以内の雇用で、雇用の更新ができます。ただし、1年以内の雇用期間となります。

次に、一番下の項目の時間外の非常勤職員は、社会保険加入で時給1,430円、平日の午前2時間30分と午後の2時間30分及び土曜日の勤務もあり、1年以内の雇用期間での更新の制度がございます。このように臨時職員と非常勤職員が雇用となっております。

次に5ページですが、先ほどから説明しております非常勤職員と臨時職員の地方公務員法の規定でございますが、まず、非常勤職員は、法の17条を受けて市で規則を定めており、「常時勤務する必要がない職務に従事する職員又は勤務時間が短い職務に従事する職員」が対象となります。

臨時職員は、22条の規定で、緊急の場合または臨時の職で、6月を超えない期間で臨時的に任用を行うことができるとなっており、更新は6月を超えない期間となります。再度の更新はできないことが規定されております。

続きまして、資料5の6ページになります。公立保育園の運営費の経費負担の変遷です。図の

ように、平成 15 年の中核市移行前は、国が 2 分の 1、県と市が残りの 4 分の 1 ずつ負担していましたが、中核市になり、県の負担分を船橋市が負担することになりました。

次に、平成 16 年には国庫負担分が一般財源化されたために、公立保育所の場合は市が全額負担することと現在はなっております。

続きまして、資料 6 の 7 ページ、保育園の運営に要する費用です。保育園全体の費用構成ですが、一番上の段で保護者負担分、これは保育料ですが、22.7%、国負担分が 9.8%、市負担分が 67.5%となっております。

その下の表ですが、公立・私立は表のとおりでございますのでご参照ください。

続きまして、8 ページですが、私立保育園の運営に要する費用の内訳でございます。前回にも説明しましたが、今回は、国が定める最低基準以外の費用として、国庫補助金と市単独補助金で、合計約 11 億 1,700 万の費用となっております。

次に 9 ページ、私立保育園の運営費補助の状況ですが、国庫補助制度と市の補助制度があります。特に市の補助制度の目的ですが、職員の給与の公私立間の格差是正のための制度、児童福祉施設最低基準を上回る職員の配置に対する補助制度や、国が支出します保育単価に含まれませんが、主に公立保育園で予算化しているもので、私立保育園への運営費補助としている項目などがございます。

なお、従来は国や県の補助であったものを、中核市移行時に市単独で継続しているものもあります。詳細につきましては資料をご覧くださいと思います。

続きまして、資料 7 の 11 ページになります。公立保育園の変遷ということで、市が多様なニーズに対応し、事業化してきたものの資料ですが、私立保育園を含めた市全体の保育行政の変遷としての資料はありません。公立からのものとしての資料になっておりますので、ご理解願います。

昭和 43 年に延長保育の実施、昭和 54 年に障害児保育の要員の制度とともに、看護師を保育園に配置。昭和 56 年には完全給食を実施。57 年に 6 カ月児の乳児の受け入れ、62 年には産休明け保育を開始。次に 12 ページですが、平成 7 年から地域交流で在宅子育て支援を開始。12 年には、発達支援児の受け入れ、拡大。13 年に産休明け保育を全園で実施。と同時に重度の発達支援児の受け入れなどを実施してきました。

なお、訂正をお願いしたいのですが、平成 10 年度の南本町子育て支援センターのオープンですが、これは平成 12 年度オープンということで訂正願いたいと思います。

続きまして、資料 8 の 13 ページになります。認可外保育施設に通園している乳幼児の保護者の負担軽減の補助制度でございます。22 年 4 月現在では、市内に 27 施設運営されております。交付額は、平成 20 年度決算では約 7,900 万円となっております。なお、運営されている施設への運営費補助制度は、現在のところございません。

最後ですが、資料 10 の 16 ページになります。公立保育園にて、地域への子育て支援として異年齢交流、育児講座、世代間交流、園庭開放などを行っており、その園別の実施状況でございます。

なお、私立保育園におきましても、11 施設で市の補助事業で実施しているところでもございます。

以上で説明を終わります。

○会長

どうもありがとうございました。

今、保育課から説明がありました。かなりボリュームのある説明でしたので、ご質問等があるかと思います。また、追加の資料等については、随時出していただくような形にしていきたいと思います。

皆さんからのご質問に対して、ある程度まとめた形で今保育課からの報告になりましたので、ご趣旨と違うという点などもあるかと思いますが、どうぞご質問をお願いしたいと思います。

なお、ご発言の際には、必ずマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは、どうぞ。

○A委員（有識者）

詳細な資料をどうもありがとうございました。幾つかさらにお聞きしたいことがございます。

1点目は人件費、資料1です。全体としての公立保育園の一般職人件費、それから私立保育園との対比はわかりましたが、もう少し細かい年齢別の人件費、平均給与の資料を出していただきたいということでもあります。平均ではなく、全体としてどうなっているかを見るためには、もう少し細かい資料が必要ではないかと思います。

それとの関係で、今度は公立の非常勤職員の方の年齢構成がわからないかということです。非常勤の場合は年功制ではないと思いますので、給与は変わらないでしょうけども、やはりそれも対比する資料としては参考になるのではないかと思います。

それと、これは1点比較ですけれども、非常勤の方は1回更新ありということで、臨時職員は更新なしという話だったように記憶しています。聞き間違いだったかちょっと確認したいのですが、1年限りということでしょうか。日をおいて、1日なり1週間なりあけて、また再任用ということが絶対にあり得ないのかということです。保育の質にかかわることですので、この点は今お答えしていただけるかなと思います。そうした場合に、仮に再任用があり得るという場合には、実質の任用期間、それも資料としては出していただけるかなと思っています。

そして、非常勤の方の立場というか、社会保険とありますけれども、これは健保、厚生年金という意味でしょうか。それとも労災とか、労災雇用保険まで含めた意味での社会保険かどうか、これは確認であります。少なくとも地公災の適用はないということでしょうから、それもちょっと確認であります。

そして、私が前回お願いした経費に係る費用は、資料を出していただいて参考になりましたが、私の言わんとしていた部分とやはりちょっと、うまく伝わっていない部分がありました。別の自治体でちょっとやってもらった資料があって、実物を持ってきたので、こういうものを出せるかどうかというのを後ほどお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○会長

幾つかまとめてご質問に対して答えていただきますので、ほかにご質問ございませんか。よろしいですか。

そうしましたら、保育課長からお願いいたします。

○保育課長

非常勤職員と臨時職員の件で説明させていただきますが、臨時職員につきましては更新ができて、再度の更新はできないということが、5ページの第22条のところに記載されております。

すので、それでご理解いただきたいと思います。

更新ですが、最初は6カ月、その後1回更新できまして、6カ月を超えない期間で更新できるということですので、合計12月以内ということになります。その後の再度の更新はできないということです。その再度の更新の部分は、現実問題とすれば、期間をあけて再度雇用しているというのが実態でございます。

非常勤のほうは、1年間の雇用期間で更新を継続しているところでございます。

非常勤職員の社会保険の部分ですが、当然、雇用保険、社会保険、そういった部分での加入となります。地公災の適用はございません。

以上でございます。

○会長

どうぞ。

○A委員（有識者）

わかりました。要するに法律の建前だけの話をされても、それは実態と全く違うわけですから、それは法律的には微妙な問題ではありますが、こういうところで議論する際には、きちんと実態を踏まえた資料を出していただかないと、本当に1年限りしかチャンスがないのであれば——チャンスというか、もう1年ごとにかわられているのであれば我々のイメージも大きく違ってくるわけで、そこはきちんと資料として出していただきたいと思います。

以上です。

○会長

今、A委員からお話があった件は、多分、非常勤職員とか正規職員という表現をされていることに対して、その方たちの持っている専門性等がどれだけ蓄積があるか、そのことに対して、市の雇用や、あるいはさまざまな条件というものがどうなっているのか、確認の必要性があるのではないかとしたことだったと思うのです。それにかかわってくるような資料というものを少しお考えいただいて、次回ご提出いただきたいと思います。

それに伴って、先ほどのご質問の中にあつた1番目の職員の年齢別の人件費、あるいは非常勤の方たちの年齢構成ですね。ひょっとしたら、そこにもし勤続年数とかが加わってくると、質問のご趣旨に合致してくるのではないかと思います。

それから、たびたび説明の中にありましたけれども、実際の正規職員がいるということは、当然、人数としてわかるわけですが、その中に注釈として出てきていた育児休業、あるいは恐らく育児休業だけではなくて病休の方もかなりいらっしゃるだろうと想像できるわけですが、そういった方たちを含めて一体どれぐらいの方たちが正規職員として働いておられるのかということについても情報提供があると、実際の正規職員比率というものが見えてくるのではないかと思います。よろしいでしょうか。こういった資料について、趣旨はそこにあるので、それに合うような形での資料提供をお願いしたいと思います。

○保育課長

1点補足で、資料2の2ページです。58人の育児休業者という説明をしましたが、その内訳を今会長のほうからご指摘がありましたので説明させていただきますが、育児休業での休業者が54

人、病休での休業者が4人、58人の内訳はそのようになっております。

○会長

ありがとうございました。

それでは、保育課の説明に対して、さらにここでの質問をお願いします。どうぞ。

○B委員

関連になりますが、今日の資料をいただいた中の2ページ。

○会長

今日の配付資料ですね。

○B委員

先ほどご説明いただいた……。

○会長

送られてきていた資料のほうですか。

○B委員

今、説明された部分です。資料2に正規職員の年齢別人数ということが出ています。これをどう評価するか。今後の保育の質の問題と財源的な問題も関連してくるのだと思うのです。ここまですべて出させていただきますと大変参考になるのですが、今度の課題から言えば、できれば俸給表のところが出てくると非常にわかりやすい部分になります。この部分がなくて年齢だけだと十分な資料にはならないような感じがするんですね。この辺をできるだけ努力してお示しいただくと、今後の課題になると思います。

○会長

よろしいですか。それでは、資料の提供を次回お願いしたいと思います。

ほかにご質問ございませんか。

それでは、この補足の説明については終わりにさせていただきます。

それから、今日ご質問がありましたけれども、また同じように質問がある場合には、来週の月曜日までに事務局にお申し出ください。そうしましたら、事前の配付にできる限り間に合うような形で資料を作成していただこうと思います。

なお、本日質問が入ったことについては、追加の情報提供をお願いしたいと思います。

(2) 委員より現状報告

○会長

それでは、議事(2)ですが、委員の方からの現状報告に移ります。

前回同様、委員の皆さんのお手元にだけ、現状報告という発表者からのメモが配付されています。

まず、前回ご欠席だったB委員よりお願いしたいと思いますけれども、このメモを読んでいた

できればわかる施設の概要などをご省略いただいて、幼稚園の中で具体的に子どもや子育て家庭のどういう課題が見られ、そのことに対してどのような対応をなさっていらっしゃるのか、そして、この保育のあり方検討委員会に仮に問題提起をされるとすれば、どんなことがどのような形で課題となってくるのかというようなことについて、できるだけ中心を絞ってお話していただきたいと思います。

なお、時間の都合上、申し訳ございませんが、10分ということで前回皆さんにもお願いいたしましたので、ご報告いただきますようお願いいたします。

○B委員

Bでございます。前回ちょっとけがをいたしまして、大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。今日、お時間をいただきましたので、現状としてお話をさせていただきたいと思います。

まず、私の幼稚園というよりも船橋全体からいいますと、現在46カ園の幼稚園がございまして、伝統的に半世紀に及び、私立の幼稚園だけで市民の幼稚園教育を担ってまいりました。そういう面では、今日の資料の中でくしくも同じだなと思ったのですが、資料26ページの中に「船橋市の就学前児童の状況」ということで、保育園と幼稚園のバランスが大体同じになっているんですね。ということは、市民の教育の半分は幼稚園教育が担っているということ、この辺をご理解いただきたいということで、まず提案したいと思います。

全国から見ますと幼稚園というのは、私立の幼稚園、また公立幼稚園を含めて、空席が目立つのではないかなというようなことを新聞等では言われておりますが、おかげさまで船橋の場合にはむしろ幼稚園の待機園児が結構多くて、JRや私鉄沿線のところでは園児が入れないという現状がございまして。そういう意味では保育園だけではなくて、幼稚園においても待機児童がいるのだと。この人たちも含めて、いかに市民の保育の部分を担当していくかということが、やはり私立幼稚園も同じ状況で課題になっているということをご理解いただきたいと思います。

私の幼稚園に限っていえば、ちょうど今年で約40年になりますけれども、船橋の最北端のところ鎌ヶ谷市に全部囲まれていまして、飛び地になっています。大変珍しい地域です。ですから、園児がすべて船橋の子どもだけではなくて、目の前の子どもが鎌ヶ谷というような特殊な事情になっております。

幼稚園の目指す部分に関しては、これからの子どもたちが社会に巣立っていく場合に、子どものいわゆるアイデンティティといえますか、性格形成ができる3歳から5歳の子どもの個人の保障をどう考えていくか。これが教育要領、保育指針に上げられている子どもの主体性をどう保障していくか。規則をつくってそのルールのもとで子どもを育てていけば、それは大人の都合としては大変よろしいのかもしれないけれども、やはり一人一人の個性をどう考えていくかというのが一つの課題であると同時に、今度は社会力・生活力というものを保育の生活の中でどう育んでいくか、これが大きな課題になっております。

そういう意味では、地域と親とともに育つ幼稚園という文科省のテーマの中で、親と子とともに育つという意味で、親であるお母さん・お父さんの教育というものを、教育という言い方は逆に言うと大変失礼なるのかもしれませんが、親の協力を得て、子どもが育つ環境を幼稚園がどう保障していくかというふうに考えております。

保育時間に関しては、できるだけ生活時間を長くしてほしいという文科省からの要望については、保育園と全く同じような傾向がありますけれども、子どもが教育をして集団生活で過ごせる

時間帯というのは、果たして6時間が適正なのであろうか、8時間が適正なのかというのは、大きな課題だと思っています。ここにいらっしゃる方々は2時間の時間でともに生活するから、まだ同じ空気を吸って共有できるのですが、これが1日に6時間、8時間と増えていった場合に、子どもの社会性という部分からいうと、子どもは4時間が一つの限界だと思っています。ただし、要望からいえば、夏休みも含めてできるだけ延長保育をなささい、預かり保育をなささいというようなことが要望されてきますが、子どもの視点に立ったときにこの時間が果たして適切であるかどうかというのは今後の大きな課題であって、保育園における子どもの生活時間も同じだと思うのです。

もう1点は、平成生まれの世代が今年から保育の現場にデビューします。ちょうど22歳ぐらいになると思います。平成2年に教育要領が変わって、そこで育ってきた方々が親の世代になってきます。僕は社会の考え方・ルールを含めて、価値観がかなり変わってきたと思うんですね。そういう面で、学校・幼稚園・保育園が親に振り回されない、ないしは親の要望をどう生かしていくか、さらには親の知恵をどう生かしていくかということをも改めて検討していかないと、社会のニーズという型の中で本当に子どもの育ちというのは保障されていくのかというのを、私は幼稚園の現場に半世紀おりますけれども、非常に不安を感じております。そういう意味で、親がともに参加して、地域の人たちと一緒に考えられる保育環境を保障していかなければならないのではないかと努力してまいりました。

それからもう1点は、預かり保育の時間等があります。今日の資料を十分お読みいただきたいと思うのですが、保育料のほかに延長保育ないしは預かり保育の部分を、私どもの幼稚園では、2時から5時までの間で1日預かることに対して、700円のチケットを出しています。チケットで購入していただくようになっておりますけれども、もし、この預かり保育というものが国の要望であり社会の要望であるならば、やはり市町村ないしは県・国が保障すべきではないかという感じがします。

その辺を保育園と幼稚園で考えていったときに、一番最初に言いましたけれども、今の家庭では、働いているからという条件であればパートで働いている親も幼稚園にはたくさんおりますし、生活が貧しいからという時代はもう過ぎたのだと思うのです。専業主婦である家庭が必ずしも豊かであるということはありませんので、教育の時間に関しては納得できる部分があえてあるとしても、延長の預かり保育、夏休みの生活等の問題に対してのいわゆる親のニーズで預かるものに関しての費用のあり方というものに対しては、幼稚園側でも非常に苦慮しています。

これは国の要望からいうと、幼稚園の教員は4時間が終わった後、資料研究、研修、そして資質の研修・会議ということで、この養護の部分については携わらないことという条件がついているわけですね。したがって、子どもが出している資料では人件費がかかっていないではないかと思われるかもしれませんが、保育に当たらない保育の免許を持っている事務職員ないしは専任の教師が、この預かり保育に携わっている。ここに出ている人件費というのは、あくまでもパートの費用なんですね。ですから、収支から言うと、幼稚園の持ち出し分というのはかなりの大きな比重になってきます。

時間内で最後にお話ししたいことは、私は3校ばかりの養成校で学生と一緒に生活しておりますけれども、保育の養成校に入っている学生の数もものすごく少なくなってきました。少子化の影響もあります、少なくなってきました。そして状況からいうと、就職に当たって小学校の先生になりたいという希望者が出てきた。これは、団塊の世代が退職になってきますから、東京都でいえば今まで年間で10名から20名ぐらいの採用だったものが、今は1,200名ぐらい採用するんで

すね。その次に要望があるのは保障があるという公立の保育園と幼稚園で、私立の保育園と特に私立の幼稚園に関しては非常に需要が低くなってきています。これは給料の問題なのか、労働条件の問題なのか、さまざまな問題がありますが、やはりこういうことからいうと、保育所が増えていくことによって、0歳児が多くなれば、3人に1人は保育士が当たり、しかもローテを組むようになってきますと、全体の幼児教育ないしは幼児の保育に当たる希望者がいなくなってくるのではないかと。それをすごく心配しています。そういう面では、世界各国同じことが言えるのだと思います。

私どもの幼稚園の課題は、先生の労務管理をどう保障していくか、処遇をどう保障していくか。それによって質が上がるのであって、先ほど俸給表云々と話したのは、やはり生きがいのある生活保障を保育士さんにも与えないと、いわゆるニーズだけで働いていくことに関して質が低下するのではないかと、幼稚園を運営しながら、非常に心配しながら、今回ここに参加させていただいたことを感謝しております。

時間をオーバーして申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問等あるかと思いますが、続いて3人の2号委員の方からのご報告をお願いしますので、それが終わったところで少し質問の時間をとらせていただこうと思います。

これからご報告いただく3人の方は、いろんな形で子育て支援にかかわっていらっしゃる皆様ですけれども、今までの活動の中で抱えていらっしゃる、あるいは把握していらっしゃる課題や問題、それからこういうことをこれからやりたい、または必要だというようなことをお話しただければと思います。

それでは、C委員からご報告をお願いしたいと思います。

○C委員

Cです。よろしくお願いいたします。

私は健康増進課の子育て相談、家庭児童相談室でのお仕事にかかわらせていただく中で、子どもへの虐待事例にかかわっている経験から、現状報告と今後の課題についてお話しさせていただきたいと思います。

幼児・児童虐待については、このテーマ単独で議論するような大変大きなテーマだと思います。市内でも予防のシステムづくりや職員のスキルアップなど早急に対応しなければいけない今後の課題が大きく、この枠の中で十分お伝えすることができません。

資料をご覧くださいと思います。17ページの資料11ですが、船橋市内での児童虐待対応の件数・傾向などを簡単に家児相から上げていただいています。私はこの内容についてご説明する立場ではございませんので、割愛させていただきます。全体の傾向としては、全国の虐待件数と相違なく、船橋市内でも件数は増加傾向にあると思われます。

この委員会で検討すべき就学前のお子さんについての虐待対応については、保育園・幼稚園に通う子どもさんたちをどう予防し、かかわっていくかということと、もう一方、在宅のお子さん、特に乳幼児のお子さんに対して家庭でどうかかわるか、どう支援するかという二通りの切り口があると思います。

まず、保育園に通園する子どもへの虐待状況ですが、さまざまな要因を抱えた家庭が大変多く

なっていて、体に傷を負うというような虐待だけでなく、適切な養育を受けていないネグレクト家庭の子どもたちが目立ってきているのではないかと思います。そのために、保育園の先生方は子どもの保育だけではなく、迎えに来る母親、それを中心とする家庭全体への支援も必要になってきているのではないかと思います。

また、保育園の先生方は子どもが虐待を受けているのではないか、大丈夫かというようなきめ細かい見きわめをしていただく立場にあるので、大変重要になってきていると思います。そのためには、保育園と船橋市児童家庭課家庭児童相談室を初めとする関係機関との連携が重要であろうと思います。

また、保育園全体の子ども虐待早期発見のスキルを高めていただきたいと思います。例えば、どの保育園でも共通した虐待に対する目を持てるように研修・勉強会なども家庭児童相談室から発信していき、この保育園では虐待ではないと思っても、隣の保育園ではこれは虐待だと思うというようなことのないように、統一した虐待に対する目を養うための勉強会や研修会を発信していくべきだと思います。

また、保育園に子どもや家庭への専門的な支援を行う子育てコーディネーターのような専門職の配置も必要になってくるのではないかと思います。

一方、在宅で子育てをしている家庭の3歳前の子どもへの虐待対応についてですが、現在は保健師・助産師さんによるこんには赤ちゃん事業や新生児訪問事業、4カ月健診、1歳半健診、3歳健診などの健診事業が充実してきておりますので、以前に比べまして子育て不安・虐待傾向のある家庭を十分に把握はできるようになってきたと思います。その場合、どうされるかといいますと、保健師さんのほかに助産師さんなどが家庭訪問で子育て不安のお母さんたちと面接を行います。それとは別に、通報があって少し虐待傾向があるのではないかとと思われる家庭につきましては、家庭児童相談室の相談員が家庭訪問で家庭の調整を行っております。しかし、訪問での一対一のかかわりだけでは虐待傾向の程度の把握が十分にできませんし、かかわりの経過が長くなってしまっています。

早期に虐待環境から子どもを守るためには、子育て不安及び虐待予備軍の親、特に母親に対するグループケアの導入が不可欠ではないかと思います。資料もご覧いただきたいと思います。資料12の2ページ先に「市町村での子どもの虐待在宅要支援の手引き」というところから出典いたしましたグループケアの紹介の資料があるのでご覧ください。

これは、PCG、以前MCGと呼ばれていたもので、地域や民間の子育てサロンという形ではなく、虐待傾向がある、もしくは子育て不安を抱えており、地域とのつながりが乏しい親への一歩踏み込んだグループケアです。ここには保健師・心理士・助産師・保育士などの専門職が入る治療的なグループです。県内では千葉市の保健所が長年取り組まれて実績を上げられています。このようなグループは、子育てに苦しみながら、それでも子どもを手放したくない、頑張りたいという親たちが、同じ思いを抱える者同士の話を聞きながら親の心理的成長を促すことができます。船橋市でもこのようなグループ事業を家庭児童相談室が中心となり開催していくことで、専門職の連携もでき、在宅の子育て不安家庭への支援がより適切に行うことができるだろうと思っています。

以上、市内での現状報告とともに、このようなグループ事業の導入を提案させていただきました。

○会長

ありがとうございました。

それでは、続いてD委員からお願いいたします。

○D委員

では、私から報告させていただきたいと思います。報告であらかじめ出させていだいた内容ではありますけれども、一応そちらのほうで説明させていただきます。

私は日常の仕事である健診や訪問をする中で、0歳から3歳ぐらいまでの子どもを持つ保護者の相談に乗っています。私のかかわっている相談は資料に書いてあるとおりです。その中で感じている家族の状況というのは、出産直前まで共働きが多かったり、地方から出てくる人が結構多いんです。それから、転居も多いです。そういう中で、支援者や相談者がなかなかいない中で子育てを強いられているような気がします。

それから、お父さんの仕事が忙しくて、24時間の大部分をお母さんとお子さんが2人きりで過ごすというような家庭もかなり多くなってきているような気がしています。

また、自分の身近で子育てしている人を見たことがないままに出産するので、子育てを始めたはいいのですけれども、一から教えないとわからないというような母親も増えてきています。若年が増えているというのは、皆さんもわかっていらっしゃるのではないかと思います。

そのほかに、家族状況が複雑化してきていまして、祖父母世代が離婚をしまして相談者がいなかったり、ひとり親家庭は孤立しがちの状況もあるようです。

子育ての問題点としましては、就園している人とともに未就園児というのでもかなりの数がいるわけなのですけれども、その未就園児のお子さんの育ちに、お母さんはとても不安があるような状況です。お父さんが仕事に忙しくて、育児の大部分をお母さん一人で担うということではお母さんのストレスがすごく大きいんですね。ほんのちょっとでも子どもと離れたたいという声もよく聞くような状況です。そういう中での子育てというのは育児不安がかなり大きくて、その結果、子どもも落ちつかないような状況になっているのもよく目にするところです。

現在、未就園児についていろいろなサポートが行われているとは思っているのですけれども、それが十分とは言えないような気がします。例えば、児童ホームで行っている「つどいの広場」に集まってくるお母さんは、60組から100組ぐらい一会場に入っているというような状況も聞くところでもあります。

課題として、船橋の保育に期待することとしましては、保育園をもっと身近な育児相談の場として利用してほしいのです。保育園というと、どうしても在園児の方たちが中心になっているということで敷居が高いような気がします。一時保育の場、園庭開放の場などを利用したり、PRの工夫とかもして、ぜひぜひ保育園にということで、相談の場を設けてほしいと思っています。

それから、子どもの自由な遊びというのが弱いのではないかと感じております。何となくお母さんがいろんなところで干渉して、子どもが全身を使って遊ぶということがとても少ない。そういう点での子どもの遊びについての支援も何かの形でしていただけないかと思っています。地域によって子育てに必要ないろいろなノウハウというか、この地域では例えば子どもの遊びが弱いからこういうことをしようねとか、そういうところが違うと思うんです。都市部と農村部というか、ちょっと外れたところでのニードというのは全く違ってくるので、できれば地域の中で子育て支援にかかわっている人たちが集まって情報交換し、問題を共有する機会をつくっていくことで、その地域に合ったような子育て支援ができるのではないかと思います。それによって、子育てに問題のある家庭の状況をいち早くキャッチし、それに対応できる方法がとれるのではない

でしょうか。実際に、あるところで子育て支援にかかわっている人たちが集まったことがあったのですが、やはり共通の認識が持てたという自分自身の印象があります。

また、一時保育は実施園がとても少ないのです。予約がとても取りにくいという状況もあるようです。予約の取り方の工夫だったり、それから一時保育を利用する人の中に育児不安を抱えているお母さんが多分かなりの数いるのではないかと思いますので、ぜひ一時保育の数を増やしていただければとも考えています。その中で、来た人の相談に乗る。そういうことがお母さんの気持ちを和らげるきっかけになるのではないかと思います。できれば1中学校区に1カ所程度あることを希望します。

ひとり親だったり、お父さんかお母さん、あるいは両親が外国籍の家庭というのはすごく孤立しているような気がします。周りに出ていきたくてもなかなか気持ちをわかってもらえない状況もあります。特に未就園のお子さんについてはなおさらではないかと思いますので、C先生もお話ししましたけれども、そういう同じような問題を抱えた家族を支えるような、家族で話し合えるような場というのをぜひ提案させていただきたいと思います。

以上です。

○会長

それでは、Eさん、お願いいたします。

○E委員

今までは民間とか公立の保育園、そして無認可の園長先生の立場でのお話がありましたので、私からは現場の保育士の立場でお話ししたいと思います。

保育士の仕事の内容について、あり方検討会の委員の皆さんと共通認識に立つことが必要だと考えています。諸先生方を差しおいて、私から「保育とは」というようなお話をするのは差し出がましいかと思いますが、私は保育士の仕事はコミュニケーションを媒体に発達を保障する仕事だと考えています。そして、それには継続性が不可欠だと思っています。具体的にはままごと遊びや砂遊びなど、ただ子どもと遊んでいるだけに見えるかもしれませんが、子どもの発達にとってはとっても大切な遊びです。

例えば、砂場でプリンを作ってみると、初めは保育士が作ったプリンをつぶすことを楽しみます。次に、保育士にプリンを作ってもらうことを楽しみます。そして、個人差はありますが、1歳半ぐらいになるとやっと自分でプリンが作れるようになる。これが子どもの発達です。保育士には、この時々の発達に応じた言葉かけが求められます。作ったプリンをつぶすことを楽しんでいる時期に、「つぶしたらだめよ」というような言葉かけは絶対にしてはいけません。子どもが生まれて初めて自分でプリンが作れたとき、とっても嬉しそう、とっても幸せそうない顔をします。そのときをとらえて、「すごいねえ、プリンできたねえ！」と子どもと共感し合う。これが保育のだいご味だと思っています。2歳になって、プリンが自分で自由に作れるようになったときに「すごいね」と言っても、子どもと共感はできません。この一瞬をとらえるために、子どもの年齢ごとの発達を理解する力、そして発達には個人差があるので、その子の発達を理解する力、これが保育士には求められています。

事前に「E委員資料 食育 ～豊かな心と体を作る～」という、食育から見た保育のあり方、とらえ方の資料を入れさせていただいています。そこに書いてあるとおり、摂食の発達は体、言葉、社会性の発達とも関連性があり、食欲がある子は遊びにも意欲的です。子どもの遊びや発達

を丸ごととらえ、どのような手だてが必要なのかを見きわめる力、これも保育士には求められています。

現代の社会においては、地域での子育てが難しくなっているのに加えて、核家族化が進み、住環境も昔と違います。地域社会や祖父母から教わった子育てのノウハウを伝承することも求められています。

資料にもありますが、住環境との関係では、ハイハイをせずに歩いてしまうお子さんが少なからずおります。はうことの必要性を保護者に知らせ、発達を戻し、ハイハイするような遊びの工夫をする。発達を促す遊びの工夫も保育士には必要な力です。それには経験年数が重要ですし、その子の発達を継続して見ていく、卒園までを見通した保育、青年期までを見通した保育が必要です。1年雇用の臨時職員では、1年を見通した保育しかできません。保育の質の向上には、正規職員の比率を高める必要があると考えています。

今日の資料の中には、コストにかかわるものが多く入っていますが、私は子育て支援が叫ばれる中、もっと保育を充実することが求められていると思っています。民間保育園の補助金の充実を図り、公私間格差を是正し、船橋市内どこの保育園に通っていても同じ福祉が受けられることが重要だと思っています。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

今、3人の方からのご報告がありました。続きまして、ここからは保護者の立場ということで、お二人の方にお話をいただきたいと思っています。

まず、Fさんからは、保護者は保育園に何を期待し、どこを支えてほしいと欲しているのか。あるいは、支えられているのか。あるいは、今現在どんな課題が保護者の中にあるのかということ。Fさんは保育園の父母会連絡会の代表としてご参加いただいていますので、全体のお話をお願いできればと思います。あわせて、父母会活動の中で何を大事にされてこられたのかというようなことについてもお話しいただければと思います。

それから、G委員からは、保護者会の代表というわけではございませんので、日ごろ私立保育園の中で保護者の一人としてお感じになっていらっしゃる場所をお話しいただければと思います。

それでは、F委員からお願いいたします。

○F委員

本日お配りいただきました資料の上から2枚目についてでございます。机上配付という形になってしましまして、申し訳ございませんでした。「船橋の保育について—保護者の願い」ということで、メモを用意させていただきました。今日お話しいたしますのは、保護者の生の声を集めた、そのまとめといった感じでとらえていただければよろしいかと思います。簡単にご説明をしていきたいと思っています。

最初に「私たちの願い」と書きましたけれども、何よりも大事に思っておりますのは、やはり子どもたちの幸せであります。船橋のすべての子どもが必要とする保育をきちんと受けることができ、命の安全、健康、発達が保障されて、どの子ども伸び伸びと、その子のままに人間らしく生きていけるように、生きる力を乳幼児期を幸せに過ごすことで培って行って、その後の大人と

しての生きる力につながるような保育が行われることを望んでいます。

私たち父母会連絡会というのは、現在、公立保育園 25 園の父母会から組織されておりまして、30 年以上の歴史がございます。保育士の皆さんと一緒に保育運動を続けてまいりまして、船橋の保育をつくってまいりました。そういった中でつかんでおります保護者から見た保育の現状と、これからの保育に対する期待ということを申し上げていきたいと思っております。

保護者の現状ですけれども、保護者の労働は日々厳しさを増しているという状態です。給与も増えませんし、経済的な困窮もございます。労働の長時間化が一層深刻化しております。また、労働の内容自体も非常に複雑化しているという事情があります。そういった意味での保護者の心身の疲労は非常に深刻な状態になってきていると思います。特に母親の子育て負担が非常に重く、仕事の負担も増えている上に子育ての負担も非常に増えている。お父さんが平日なかなか子育てに参加できないといった事情があるかと思えます。

そういった意味で、子どもと向き合う時間をしっかり確保することが難しい場合も多く、子育てに対するアドバイスや人的な支援を常に必要としている状態です。子どもの生活リズムをつくるのが非常に困難な世帯も多くあります。発達支援や食物アレルギー、両方とも増加傾向が見られておりまして、個々に保護者が悩んでいるという状態です。

保護者から見た保育の現状ですが、そういった厳しい状況がある中ですので、保育のプロである先生方に、家庭そのものを丸ごと抱えて見てもらって、支えてもらいながら、子どもも育てていただいて、親も親として育てていただいているという状況になっています。特に栄養バランスに最大限配慮されて、一人ひとりの発達に応じた給食をつくっていただいたり、箸の使い方や食事指導、昼寝の調整を含めた生活リズムを整えていただくという指導もしていただきました。排泄といったことにも非常に多くの力を借りております。

そういった子どもの命、生活にかかわる重要な部分を親に代わって支えていただいているということで、私たちはそれのおかげで安心して働いておりますし、非常にありがたく思っているところです。核家族世帯が多くなっておりますので、保育園の先生方が人生の先輩であって、保護者としても先輩であって、なおかつ保育のプロであるということに大きな信頼を置いております。親に対する助言も保護者が必要とする重要な子育て支援の一つになっております。保育は家庭の一部であり、生活の一部となっています。やはりそういう保育のプロである方がやってくださっているということで、保育はただの託児ではなくて、誰がやっても同じではないということ認識しております。

また、昨今、国が推し進める保育制度の改変方針は多大な不安を感じているところです。今の保育がなくなってしまうたら、私たちは一体どうしたらいいのかということをととても不安に思っております。給食も先ほど申しましたようにとても大事でございますので、外部搬入が認められたり、保育の保障が危うくなるような直接入所契約、また、応益負担という考え方も保護者にとっては非常に大きな問題となっています。

日本の保育の最低基準は、それ以下があってはならないナショナルミニマムと聞いております。諸外国に比較しても非常にレベルが低いものであって、そこに例として挙げましたけれども、日本では4歳児に対しては保育士1人に対して子ども30人となっておりますが、デンマークでは保育士1人に子ども5人ということで、これをデンマークで話したところ、デンマークの保育士から「これは虐待に相当するようなことだから、仲間には黙っておいてあげる」と日本の保育士の方が言われたそうです。

そういった中で、公立保育園に対して私たちはどのように思っているかと申しますと、安定し

た運営基盤の上でオーソドックスな保育を非常に丁寧にやっただけだと思っております。全国の事例を学習する中で、船橋の保育は非常に質が高いと認識しております。完全給食の実施、栄養士・看護師の全園配置や加配保育士の制度等といったものは全国的に見ても優れておりまして、今後も維持が望まれているところです。また、発達支援や食物アレルギーといった問題についても非常に細やかな対応をいただいております。

その一方で、現在、既に125%という入所状況が恒常化していることによって、以前よりも子ども一人ひとりに目の届く保育ができにくいのではないかと、コミュニケーションが低下してはいないか、保育の質が低下してはいないかということ懸念しております。最低基準よりもよい基準で運営されているにもかかわらず、余裕のある保育がなされているとはとても思えない状況だということです。

そういった保育士の先生の繁忙状況が気になるということ、また、公立保育園以外に、現在、私たちは座談会というようなことをやっております、当事者の方の声を集めることを大事に思って活動しているのですが、発達支援児さんや食物アレルギーを持つお子さんの保護者を集めた座談会をやっております、意見を聞いております。

その参加者の皆さんからお話を聞いたところ、公立保育園以外に就学前に集団生活を体験できる場がないという声が非常に多くあります。私立保育園や幼稚園からの転入事例が最近非常に目につくところがございます。そういったこともありますので、公立保育園が1園でも減ってしまうということは、発達に何らかのチャレンジを抱えるお子さんが就学前に集団生活を体験する機会を奪うことになってしまうと危惧しております。

私立保育園に対してですけれども、私立保育園では、地域に密着して保護者のニーズに合わせて各園独自の保育方針を生かしたユニークな保育がなされていると認識しております。ただ、一方で、人件費補助が非常に少ないために、現実的に、例えば発達支援児さんに対する加配保育士の配置など、そういった方々を雇用できるに足らないものとなっているように感じております。また、園によって保育方針や内容、条件というものにかなり違いがあるのではないかと感じております。

発達支援児の受け入れも現在行われているのは1園です。途中で発達支援児さんであることが判明した場合の加配保育士の配置も現実的には難しいということから、公立保育園の転園につながっていると認識しております。重い食物アレルギーについても同様と認識しております。保護者から見ると、公立保育園の運営基準も現在十分な状況とは思いたくない。私立保育園の運営となりますと、さらに厳しい条件のもとで皆さんが相当な自助努力をしてやっておられるのではないかと認識しております。

次に、無認可保育所に対する認識でございます。無認可保育所を利用する保護者は非常に高額な利用料を負担しております。非常に優良な保育をしている無認可保育所から、設備に不安を感じるような狭いマンションの一室での託児といったものまで、保育の内容と質にかなり大きな差があります。優良な保育を行っている無認可保育所では認可園と同様に待機が発生しているという状況でございます。補助金額を見ても、認可保育園利用者との間に大幅な格差があります。本来はどの子ども家庭の状況や就労要件にかかわらず等しく保育を受ける権利があると思っておりますが、現状はそれが保障されておられません。

認可保育所に入れない保護者は、どちらかといえばパートタイムや非常勤さんであったり、常勤でないという事例も多く、収入に比して高額な利用料を負担せざるを得ないという矛盾を含んだ状況が起きております。そういったことから、無認可保育所利用者への補助、優良な無認可保

育所への施設補助等の補助の拡大を望む声は非常に大きくあると認識しております。

そして、保育に対する期待ということですが、子ども一人ひとりがそのまま人間として認められ、遊びや生活を通して伸び伸びと乳幼児期を過ごすことができ、保育士の先生との安定した人間関係の中で温かく育まれ、大人になるまでの成長基盤をつくれるような保育をすべての子どもに対して保障していただくことを期待しております。そのためには、船橋市においては、最低でも現行の公立保育園の運営基準が認可保育園の基準であるというように条例化されることを将来的に望みたいと思っております。

また、私立保育園に対する補助、これは人件費の昇給分の手当も含めてですが、ほかにも看護師、栄養士の先生など専門職が配置できるように、そういった部分の補助を拡大して、少しでも先生方がプロとして長く働くことができ、専門性を向上させ、保育の充実を図れるように公私間の運営条件の格差是正を期待しております。

また、無認可保育所についても保護者のニーズを受けとめた保育を行うための補助体制を整備し、認可取得、施設改修、利用料軽減等、保育条件改善のために必要な現実的な金額を支給していただく補助制度の整備というものも期待しております。

また、公立、私立、無認可といったそれぞれ立場の違う保育施設がありますけれども、それぞれの連携を深めて、いきなり補助制度というのが難しいのであれば、持てる公立保育園の高い資源、情報なりマンパワーなりというものがございますので、そういったものをどうにか地域で共有することはできないかと考えております。それについては、保護者からの願いとして提案をさせていただきたいところです。研修も組合などでもやっておられますし、そういったことも含めて、持てる資源を共有して、支援し合いながら全体として質の高い保育を推進していただきたいということを期待しております。

保育に対するニーズは今までになく高まってきている。ここは連絡会としての意見ではなくて、私個人としての考えでございますので、そのように受けとめていただければと思いますけれども、保育の質の切り下げによる保育所運営コストの節約によって保育の量を確保するということは、子どもの命、生活にかかわることでございますので、保護者としては非常に認めがたいと思っております。保育の質を保ちながらも、だれもがよい保育を平等に受けられる制度をつくるためには、長期的な視点に立って新たな負担ということを考えていかなければならないのではないかと考えております。それを市民との真摯な話し合いの中で検討を進めていただけないかと思っております。

それは、保育料の新しい高額所得者の階層区分の設置や市内大規模業者に対する課税、ギャンブル税、また、そのほかに、行政の中でも公立保育園で保育に従事しておられる方の中でも何かしら労働の内容を見直していただいて、その中で余剰部分を私立、無認可といった方々と一緒に共有していくものに振り分けていく、地域の子育て支援に振り分けていくといったことができるのではないかと。要は行政側、保護者側、また保育者、すべての人たちが少しずつ持ち出す中で、船橋市としてすばらしい質のよい保育を維持していくことに努力していかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、Gさん、お願いいたします。

○G委員

事前の提出書類はありません。特にここでお話しできるようなことをふだんから系統立てて考えているわけではありません。それと、Fさんのように保護者の意見を吸い上げて何かを言おうということでもありませんので、それをご承知おきください。

保育園の保護者として、保育園というものはどういうものか。非常に助かっている存在である。もちろん、長男が幼稚園に2年間行きましたが、幼稚園というものに対しても同様の思いでありました。なぜか。つまり、働く時間がとれるということですね。家庭に対して入ってくる収入が増える。しかし、そこで園にかかるコストを引いたときにプラス・マイナス・ゼロでも、外に出て外とかかわりを持つということだけでもプラスになると私は思っています。

あと、特に望むことというものはありません。なぜかというと、どういった物事に対しても感謝しています。ですから、こちらからこうしてほしいなどというような要望はありません。親として、園が子どもに数字を教えているときに、一緒になってうちでも復習のために数字にまつわる話を子どもとする。そういった日常を持つことが非常に子どものためになるのではないかと思っています。

それと、5人の子どもを育てて感じたことですが、子どもから楽しいことを奪ってはいけなと思います。砂場に入れば、砂をかけるのが楽しいのです。汚れたら洗えばいい。他人にかぶさったら初めて親が出て行って、相手に謝り、本人にも謝らせ、遊んでもいいけれども、そこまではいけないんだよというルール、枠、そういったものを決めていけばいいのだと思います。そして、年とともに枠というものは広がって行って、自分でその枠を壊そうとしながら、どこまでいったら許されるのか、これ以上いったらいけないことなんだなというものをいかに本人に理解させるかが子どもを育てることだと思っています。

それともう一つ、子どもは我々大人をしっかり見ています。実際に、15年ほど前、公園で遊んでいたときに、おままごとをしていた女の子が「きょうの晩ご飯はハンバーグだから、〇〇ちゃんは部屋で本を読んでいるか、テレビを見て待っていてね」、そう言いながら砂場で遊んでいました。この子はまだお母さんと一緒にハンバーグをこねる楽しみを持っていないんだなど。そして、しばらくたって電話がかかってきました。「また残業なの？ ご飯の用意しちゃったじゃない」。子どもは本当に親、大人を見ています。ですから、私は、子どもの前で言葉で教えるよりも、お年寄りには席を譲る、ごみを捨てない、そういったことをいかに数多く見せるかだと思っています。

それと、時代が違うと言ったら終わってしまうのですが、私が小さいころ、上は小学校の高学年、下は3歳、4歳ぐらいまでのグループで同じ遊びをした。隠れんぼうをした、缶けりをした、相撲をとった。小学校の2年生と4歳が相撲をとれば、当然4歳は負けます。そのとき大事なことは、小学校の高学年が「おい、うまいぐあいに負けてやれよ。相手はまだ4歳なんだぞ」と。そんなことから、自分より年下の者をいたわるといった気持ちも生まれてくるのだと思います。各園では、そういった年齢を超えた遊び、かかわり合いを持っているとは思いますが、そこに就学児童が入ると入らないとの違いはやはり出てくると思います。

そしてもう一つ、公園で最近感じたことですが、必ず親がついています。このご時世、何があらかわからないから当たり前かもしれないけれども、多少の危険は許容するべきだと思います。ちょっと高いところに乗っかって、落ちれば痛い、けがをする。口で「そんなところに上って、落っこってけがをしたらどうするの」と言うよりも一番わかる。そういった経験をする前に親が

それを止めてしまう。もちろん皆さんの園で、「そんなことをして、けがをしたらどうするの」ということになったら大変ですので、そんなことまではしてくださいとは思いません。

特にあとお話しできることは今のところ思いつかないのですが、こんなところでよろしいでしょうか。

○会長

ありがとうございました。

それでは、今日予定しておりました幼稚園、虐待への対応、母子保健の領域、保育士としての立場からのご発言、あと保護者としてのご発言、こういうさまざまな立場から、今回ご参加いただいている方々からのご意見をちょうだいいたしました。ここで十分な時間を取って質疑応答というわけにはいきませんが、まず、ご質問がどれくらいあるのかをお伺いした上で、もしかなり多いようでしたら次回にそれを持ち越すというような形にさせていただきたいと思わずけれども、いかがでしょうか。

○A委員（有識者）

C委員とF委員にご質問、あるいは確認させていただきたいのですが、まず、C委員に教えていただきたいのは、子どもの虐待に対応していく場合にDVの視点が入ってくるのかどうか。差し当たり、子ども虐待に対応するに当たっては、関連なくはないけれども、それほど直接的には対応は考えなくてもよい、あるいは、ある場合にはどのぐらいの割合で、やはりそちらのほうも真剣に対応していかなければいけないのか。そのあたり、多分DVのほうから入っていくと、どうしても子どもの虐待をあわせて考えていかなければいけないですね。子どもの虐待のほうから入っていくとどうなのか。子ども虐待の施策を考える場合に、果たして子育て支援という視点だけで十分なのかということにかかわると思うので、ちょっと教えていただきたいということです。

それと、F委員には、最後のほうで「個人的見解」とおっしゃっていましたが、たしか公立保育所の労働の余剰分をほかに回したらどうかというご趣旨のご提案だと思うのです。全体のご説明の中でそこだけちょっと具体的なお説明ではなかったもので、どういうことかというのをちょっと確認させていただきたいということです。

以上です。

○H委員（有識者）

1点は、C委員、短い時間でご発言いただいたので、出していただいている資料が船橋市のデータと理解していいのかどうかを確認したかったところがあります。特に児童虐待ケース、未就学児の状況のところは、平成22年度4月1日、船橋市で把握、認知されているケースかどうか、どのような形で認知されたものなのか、データを読むときのベースになるところを確認したいのが1点です。

もう1点は、事務局にお尋ねしたいのですが、D委員からも出ていましたが、一時保育がハイリスク家庭をキャッチする重要な機能を果たしていくようになるのか、子育て支援の中でもとても大事な役割を果たしていくのではないかというお話がありましたけれども、平成11年に湊町保育園でスタートした一時保育が、前回いただいた資料6の18ページの表だと、湊町保育園だけで1園展開のまま10年間進んできたという理解していいのか。この2点です。

○会長

ほかにご質問はございませんか。はい、どうぞ。

○I委員

一時保育については、事務局のほうから、民間がそのほか 10 園やっておりますので、その件と、D委員がおっしゃったところ、今、一時保育の待機が多いという部分ですが、ちょうど昨年度ぐらいから新しい保育園の設立も少し増えたということもありまして、落ちついてまいりました。予約が非常に取りやすくなったという中で、資料にも出てくるかと思うのですが、リフレッシュ利用、2日間ではありますけれども、何か用事をしたり自分の習い事に利用する方々も増えてきたということです。

一番最初に面接をいたしますので、その中でいろいろな問題点が出てきたりということで、私たちが知らない状況、まして社会に初めて出るというような方、社会と言ってはおかしいですが、地域社会の中で初めてお預けになるということで、いろいろなことを疑問に思っている方々の把握、過去にも今でも起きるといえることがあるので、ある一定のそういう役目も果たしているのかなということで、次はその役目をまずは進めていくこともいろいろな形で問題提起していければいいかなと思いました。

もう一つ、F委員の私立保育園に対する認識ということの中で、発達支援児の受け入れを行っているのは1園というお話がありましたが、昨年度 21 年度においては、6カ所の私立保育園でお引き受けをしているということです。財源的なものやいろいろ大変なこともありますので、近くの公立さんのそろったところで、より密度の高い保育にという促し方が行われているというのも事実でございます。

また、そのちょっと上ですが、人件費補助が現実的に人の雇用に至らないということで、慢性的な人手不足感ということがありますが、これにつきましては、最低基準、市の補助等がございますので、人的な配置については不足しているという認識はしておりません。

以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

ほかにはご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

そうしましたら、お二方に対する質問と行政に対するご質問がありましたので、CさんとFさんからお願いいたします。

○C委員

お答えします。ご質問いただきましたDV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待の関連についてですけれども、まさに今、全国的にもドメスティック・バイオレンスと子どもの虐待は切っても切れない関係になっているし、男女共同参画の施策のもとに、そこに子ども虐待がどう入っていくかというのは、国レベル、県レベルでも検討されていることだと思います。

ドメスティック・バイオレンスの目撃が先の児童虐待防止法、正確には児童福祉法改正、どちらだったのでしょうか、DVの目撃が児童虐待の種別に加わりました。実は他市でも、ドメスティック・バイオレンスの目撃が子ども虐待とカウントするのか、心理的虐待、ネグレクトなのかと

いう種別にまつわる論議が繰り返されていまして、市によってはDVの目撃を別に種別として挙げている市もあります。

なので、船橋市としても、ご覧いただきました資料のことをまた申し上げますが、心理的虐待にカウントしているかどうかということなので、ここが非常に微妙なところになってきますが、DVというのは、目撃した時点で被虐待であるということは法律的にも認定されてきましたので、市内でもそこをもっと充実させていかないと、子どもの早期虐待から守るための介入はできないと思っています。

子育て支援というふうにおっしゃって、DVとの関係がそういう意味ではちょっと結びつきづらい。DVが行われている家庭にはもう虐待が生じている、不適切なものを子どもに見せているという意味でネグレクトされていると市内でも考えていかなければいけないし、別にカウントするべきだと思っています。

それから、H委員のご質問の船橋のデータかどうかということですが、今回の私がお話しさせていただく時間を事前に聞いておりましたので、どこまでの資料をお出しして解説していいか、事務局ともお話ししたのですが、児童家庭課から出す資料もざっくりしたものしかお出しできなかったことと、ここでは児童虐待について議論する場ではないと思いましたので、ものすごくアバウトなデータです。

ここに全国平均、全国や県での数値を対比させればよりわかったと思うのですが、あくまでも児童家庭課家庭児童相談室で受けた単純なデータです。児童虐待ケース（未就学児の状況）というのものすごくざっくりしたデータです。多分、H委員がお考えいただいた内容、どういうものかというのは挙げておりません。あくまでもケース数は通報があったところだけしかもちろんカウントしていません。カウントされない、だれも目撃していない、虐待とだれも認識していないということが非常に重要で、先のいろいろな方のご意見もあって、子育て不安、どこまでが虐待か、どこまでがそうではないかというのももっとも精度を上げていかななくてはいけないなと思っています。この数字は、あくまでもかかわった、市が知ったというデータにすぎません。

以上でよろしいでしょうか。

○会長

それでは、F委員にお願いいたします。

○F委員

まず最初に、A先生からのご質問で、余剰分をほかに共有できないかということですがけれども、この余剰分というものは現在あるというように申し上げているわけではなくて、公立保育園の保育士の先生方というのは、先ほど保育課からご提出いただきました資料の年齢構成などを見ましても、若い先生方からベテランの先生まで、たくさんの方がいらっしゃいます。ベテランの先生までバランスよくいろいろな年代の先生がいらっしゃって、いろいろな経験と知識と情報を持っておられることが、これからの余剰分を生み出す資源にはならないのかということをご期待したいなと思っています。

私立保育園の先生方の年齢構成を見ますと、やはりお若い方が半分、中堅以上の方が残りを少しずつ分け合っている。そうなりますと、実際、私立保育園に行かれている保護者の方々も、保育の質、内容に大きな違いなどを感じているということではないのかもしれないですが、やはり

経験というものは対人福祉サービスというものにとってはとても大事な資源だと思っております。

親としても、公立保育園の中でも若い先生が担任でいらっしゃる、その方とお話するときとベテランの先生とお話しして助言をもらうときでは、お話しする内容が、親として聞くものもとても違ってきます。なので、経験、蓄積、情報、また、研修ということもたくさん組合でもやっておられると聞いております。そういったものを共有していく時間をどうやってつくっていくか。例えば公立保育園を地域の子育て支援センターと位置づけるのであれば、そこに時間外に無認可の先生も私立の先生も集って、何かしら研修会や情報交換など、気になる世帯のお子さんの保育について、どうしたらいいかというようなことを相談し合えるといったことはできないのか、ということがまず1つ思うことです。

そのように思うのは、公立保育園を利用していても、やはり最近待機状況が深刻で、兄弟の半分が私立に行き、もう一人は無認可に行きみたいな状況が恒常化しておりますので、すべての状況を1人の保護者が見ているということも実際増えてまいりました。そういったこともありますので、その地域で資源を共有するという方法を何とかできないか。

また、加配保育士ということも、せんだってI先生からお話しいただいて、40時間分の人件費補助があると聞いておりましたが、実際は180時間必要だと。180時間に足りない分の140時間をいきなりお金を補助することで実現することができないのであれば、例えば行政のほうで再任用の先生もいらっしゃるかと思いますので、そういった先生が私立保育園を巡回したり、援助に行ったり、そういった形の資源の共有、経験の共有といったことができないのかどうか。それも1つの思いつきでしかないのですけれども、そういった方法で、何かしらみんながよくなる、みんなから見て保育が底上げできるような方法はないのかということも保護者としては期待したいなと思うところです。

あと、I先生からご指摘のありましたところですが、1園というふうに申しましたのは、子育てナビゲーションなどを見ておまして、発達支援のお子さんの入園を受け入れているのは1園ですという案内がある。だから、途中で判明されたお子さんに対して加配の先生をつけて保育をされるといったことで申し上げたわけではございません。その辺につきましては、40時間の手当で見ていただいている、私立保育園の中ではとてもたくさんの自助努力をしておられるのではないかと推測しているところです。

あと、人手不足感、これも保護者の声を集めての発言となりましたので、そのところはちょっとお許しいただきたいと思うのですが、私立保育園のお母さんからの匿名の投書もございまして、園庭にがれきの山が積んである、工事廃材みたいなものが置きっ放しになっているといったものが見られる園がある。そういうものについて、危険だから撤去してもらいたいと思うけれども、そういうことについては手が回っていないのではないのかというような懸念の声をいただいたということがございます。

もう一つ、私立保育園の保育方針や中身というのは、本当に園によっていろいろなご努力をされておられて、いろいろな中身があると私たちも聞いております。そんな中で、一つ保護者の方から懸念があったのは、保育の中でテレビを見ていると。これは公立保育園では見られないことです。それはやはり私たちにとっては保育の質を考える中ではとても重要なことだと思っております。テレビを見る分は、本当は人がコミュニケーションをとるべきなのではなかろうかと。そういう視点から、もしかしたら人手不足が起こっているのではないかと推測で申し上げますので、このところはちょっとお許しいただければと思います。

以上です。

○会長

どうぞ。

○J委員

F委員の発言の中から、今日の資料を拝見しても、現行の公立保育園の運営基準をすべての認可保育園の運営基準とするということをおっしゃってありました。これについては、私、かなり問題があるのではないかと。言いかえれば、民間も含めて、公設民営どころか民設公営にきなさいというご意見が裏に隠れてはしないかという気さえます。この表現について、お言葉では私立保育園に非常にご理解あるお言葉をいただくのですが、文章表現にすると、民間もすべて公立保育園の運営基準を条例として履行させなさいというようなことをここにお書きいただいている。これに対して、逆に民間に対する偏見がありはしないか。こちら辺は必要に応じては大いに議論もしたいし、必要に応じてはお考えを改めていただかなければならない部分があるのではないかという感じがいたしております。

○会長

ありがとうございました。

この議論につきましては、具体的には、今後、幾つかの柱を立てて議論していくときに改めて皆様のご意見をちょうだいしたいと思いますので、この場では一応事実の確認のみにとどめさせていただいて対応したいと思います。よろしいでしょうか。

○F委員

運営基準と書きましたところは、とりあえず、今、私たちが思っておりますのは、人の配置基準ということを考えております。看護師の先生を全園に置けるような体制は考えられないのかどうか。栄養士の先生につきましては、各園大分ご配置いただいているかと思っておりますけれども、そういった意味でのことで、ほかの運営の中身についてのことはございませんので、一応その点をご了解いただければと思います。

○会長

保育課のほう、お願いいたします。

○保育課長

一時保育の関係ということになりますと、前回の資料の18ページになりますが、公立保育園では湊町1カ所を実施しておりますが、その後ろの表、19～20ページを見ていただければわかるのですが、先ほどI委員がおっしゃっていたとおり、現在では私立保育園で13カ所、公立1カ所、合計14カ所となっております。新設園をつくる際に、地域のバランスもございまして、一時保育を事業化していただいているところとございまして、この4月開設したククルなかよし保育園でも一時保育を実施していただいておりますので、ご理解願います。

○会長

これについてもまた改めて議論させていただきますので、これで終わりにさせていただきます。よろしいでしょうか。

(3) 現代の保育の動向について

○会長

実はこの後、皆様のご意見、問題意識をお話しいただいた上で、私がここで少し時間をいただいて、とりまとめの次の議論に向けてどういう柱立てをするのか、提案をさせていただこうと予定しておりました。ただ、時間があと 15 分程度しかございません。ですので、本日につきましては、次回以降の柱立てだけはしなければなりませんので、要点のみを私のほうでお話しさせていただきます。全体像をお話しするだけの時間はありませんので、申し訳ございませんが、残りの部分は次回に少し持ち越すという形で、これからの時間の使い方をしたいと思います。

これからお話をさせていただくに当たって、私のほうで今日配付させていただいた資料 13 に少しまとめてありますので、ご覧ください。本日、机上配付させていただいたものです。本来は、今日皆様のお話を聞いて、次回ということにしたかったわけですが、それでは回数が足りなくなってしまうので、皆さんのレジュメを見させていただいた上で私がつくらせていただいたのがこの資料でございます。

今日、私は何を話したかったかというところと 4 点ありました。1 つは、今日皆様がお話くださったような、船橋の中で子どもや子育て家庭が抱えている問題とは一体どういうことなのかが 1 点、もう 1 点は、船橋市の保育の現状は一体どうなっているのかということ、3 点目は、それに対して国の保育動向等が一体どうなっているのか、そして、今後何をこのところで議論していくのか、この 4 点についてお話ししようと思ってレジュメをつくらせていただきました。

21 ページのところからシートがつくられているのですが、今日、ちょうど C 委員のお話にもありましたけれども、実は子育て家庭というのは 2 つの視点があるわけです。1 つは、子ども自身がどう育っているかということと、親がどんな子育てをしているのか、大きく言うと、この 2 点に引き裂かれているという状況があるわけですね。

昔は、結局、親たちが子育ての期間は子どもたちのために全部我慢し、そして、子どもたちのために尽くすことが自分の喜びであると感じられたと。しかし、それはこの 21 世紀の社会の中で言うと、女性や男性も社会の中での自己実現というものがあり、その中の一部分の子育てという形に今変わってきている。そこを前提としてこの制度の設計というものを考えなければならぬということが 1 点です。

21～23 ページにかけて私が書きましたのは、実はあいプランの調査の中で出てきたことです。1 点は、親たちの意識としては、子育てというものにとっても喜びを感じている人たちと、でも、その中で非常に戸惑いがある、この両方の気持ちの混在の中で今子育てが行われているということ。ただ、この船橋の中で大きな課題は、地域社会とのかかわりが非常に弱くなってきているということ。これは皆様のご発言の中にもかなりありましたけれども、調査結果の中から出てきております。

それから、私どもが非常に深刻にとらえているのは、こうした子育て家庭の状況が中・高校生という子どもたちの育ちの中に大きな影響が出てきている。これは前回の次世代の計画のための調査の中でも既に語られたことですが、中・高校生の育ちの中になかなか孤立した状況が見えてきているということ。特に自己肯定感が低いということは大変ゆゆしき問題であって、この問題に

対して家族や地域、社会というものがきちんと支援ができるような仕組みというものを今この船橋の中でつくり上げなければならない。これが緊急の課題であるということをあいプランでも認識し、計画の中にその支援の仕組みを作ろうと考えてきたわけです。

実際のところ、では船橋市はどうなっているのかということをも 24 ページのところから少し整理をさせていただきました。これは事務局には本当に大変ご苦労いただいて、私と何度もやりとりをしながらつくり上げてきた図です。具体的に 24 ページの図をご覧ください。これは私が子育て家庭の概念図をもう少し整理して、この地域にいる親子と保育園などを利用している親子というものが一体どのような構造になっているのかということをも量的にも示したものです。

具体的には、今の船橋の状況からいくと、先ほど何人かの方々もおっしゃっていましたけれども、幼稚園の利用が約 1 万人です。そして、保育所の利用が大体 7,600 人になります。それ以外にも、例えば療育施設で暮らしている子ども、認可外の子ども、あるいは事業所内の保育、また、保育所待機している子どもなどがいるわけです。それから、もっと外側には在宅の親子、こういった人たちがいるということになります。

具体的に、裏側の 25 ページに数値を、これはつくるのも大変な作業でしたけれども、今の船橋の中でいうと、大体どれぐらいの支援を必要としている親子がいるのか、その子どもたちが保育所だとどれぐらい人数が入っているのかを調べていただいたものがこの図になります。

そして、26～27 ページのところは、具体的に国の数値と比べると、船橋は一体どれぐらいの状況にあるのかということをつくらせていただいたのがこの図になります。簡単に申し上げると、一番よくわかっていただけるのが、例えば 26 ページの上のところですが、全国は半分ぐらいの子どもが幼稚園、保育所にいるわけです。ここ 10 年ぐらいで若干この割合が増えてきた。船橋も同じように増えてきているわけですが、平成 11 年の段階の割合と比べると、国よりもさらに一層割合が増えてきているというのが船橋の状況になります。

ただ、全国の平均と比べると、全体として保育所、幼稚園の整備率がまだ不足しているという状況になります。これは不足しているのか、あるいは具体的に在宅の親子というものが希望して在宅なのか、この辺はもう少し丁寧に分析してみないとわからないわけですが、実際のところを見してみると、こういう状況になります。

では、それを各年齢別に見てみるとどうなのかというのがこの下の図になってくるわけです。3 歳、4 歳、5 歳のところの幼稚園はかなり多くて、全国と平均しても幼稚園の割合が非常に高いというのは船橋市の特徴でもあったわけですが、3 歳、4 歳、5 歳の行っている施設としては幼稚園が非常に高いということは、ここでもおわかりいただけるわけです。

では、もう一回戻っていただいて、24 ページのこの図になるわけです。そんなわけで、支援を必要とする家庭の子どもたちが合計すると 1,700 人ぐらいいるわけですが、今、保育所に入っている実際の子どもの数が 1,300 人ぐらいということになります。そうすると、今、保育所が 7,600 人ぐらいいるわけですから、この中の大体 2 割は支援を必要としている家庭の子どもたちであるということがおわかりいただける。ただ、全体の割合を見ると、公立保育所のほうがかなり支援を必要としている家庭の子どもたちの入っている割合は高いということがわかるわけです。

実際のところ、こういった数値をつくりながら、ではこの子どもたちを一体どこでこれから保育をしていくのか。今、少し皆さんの中での議論があったいわゆる障害のある子どもたちの療育という問題、あるいは保育という問題では、今現在、私立と公立の受け入れの仕方が結果として公立のほうが多いというお話がありましたけれども、ではこれはそれでいいのか、悪いのかということについても、実はこのような数値をもとにして議論していかなければならない。

また、ここの中で非常に出てきにくい問題があります。市全体の数値というのは、身体障害者手帳または療育手帳の所持者ということですが、実はそうではない非常にグレーゾーン、特に子どもであることの特徴は、発達途上にあるわけですので、その途上で手帳を取る、取らないは別としても、非常に障害が危惧されるような子どもたちというのは多いわけですね。こういった問題に対してどのような受け入れ体制と支援体制を組んでいくのかということについては、今後かなり議論をしなければいけない点であろうと考えているわけです。

ただし、いずれにしても、最後のところで、27ページ、私がこれからどうも議論が必要であろうと思えることです。つまり、それはもうちょっと細かく言うといろいろあるわけですが、大きな枠組みをまずつくって、それを今後の議論の中で柱立てをして、皆さんのこれまでのご発言を事務局と私のほうで少し整理をさせていただきます。その上で、それをもとに皆さんと議論していく。こんな形で議論を進めていこうと思っていて、そのときの柱立てということ考えたのがこの27ページの下項目です。

1つは、まず、保育所に希望している、先ほど私が外枠に点々で囲みました、今で言えば507人が待機ですが、実はそれだけではなくて、ひょっとしたら事業所内にいる方、認可外にいる方もこの中に含まれてくる可能性は当然あるわけですね。ひょっとしたら、幼稚園にいらっしゃる方の中でも保育所に入れればそこに入りたいと思う方もいらっしゃるかもしれない。あるいは幼稚園が変わってくれば保育所から行きたいという方もいらっしゃるかもしれない。実はこういう保護者の選択というのは、さまざまな制度、量的な供給状況などによってかなり変化していきますので、そういう意味で、保育所に希望しているけれども入園できない待機児、この子どもたちに対する効率的な対応を一体どうしたらいいのかということを実第1点でまず議論したいと思えます。

第2点としては、特に今日のご発言の中にも多数出てまいりました地域で暮らす乳幼時期の子どもに対して、家族支援というものをどうしたらいいのかということについて議論をしたいというのが2点目です。

それから、保護を必要としている子どもと子育て家庭ですが、その家庭に対する地域支援体制はどうするのか。具体的には、今、保育所などでも地域子育て支援、あるいは支援センターの中での子育て支援、さまざまな形で行われているのですが、どうもそのところがきちんと必要な家庭に届いているという状況ではないようである。そのことを一体今どう考えていったらいいのかということを実第3点目で考えてみたいと思っている。

4点目に、今日、それから前回の議論の中で出てまいりましたけれども、多様な保育施設がある、あるいは幼稚園の教育機関もある。今日、預かり保育については、実は保育所保育とかなり近い部分があるのではないかというようなご発言もございました。さまざまな保育施設の中で、子育て支援の役割分担といったものを一体どうしていくのかという議論を4点目にしたいということです。

5番目に、冒頭、事務局からご提案がありましたけれども、船橋市の保育所の耐震強度の問題で、緊急に子どもたちの安全を守るためには改築しなければいけない状況が出てきているということがございます。こういったことを含めて、保育の環境の整備、それから、たびたび今日のご発言の中にもありましたが、保育の質とは何ぞや、あるいは保育の質を担保するためには一体どのような条件整備をしなければいいのか、こういったことについて議論がどうも必要であろうということで、大変乱暴ではございますけれども、私のほうでとりあえずこの5点については議論をさせていただきたい。その上で、もちろんそこで議論ができないことがあれば、その後の議論

の中で「その他」として入れさせていただくという形で、皆さんとこの会議を進めさせていただくというのが私のご提案でございます。

もちろんこの提案についていろいろご議論があると思いますので、次回、冒頭でこれについてのご意見、ぜひこういう問題を話したいということがあると思います。この点につきましては、次回、冒頭、A委員、H委員、K委員、この1号委員の先生方に、まず私のこの提案等についてご意見をちょうだいした上で、次回議論を進めたいと思っております。

つきましては、申し訳ございませんが、次回、まず、「保育所に希望しているけれども入園できない待機児への効率的な対応」というあたりのところ、そして、「地域で暮らす乳幼児の子どもと家族への支援のあり方」というところを議論させていただくということだけご了承いただいた上で、この全体の柱については次回もう少し議論をさせていただくということでご理解いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

時間の配分を、かなり皆さんのご発言でもご配慮いただいたのですが、十分なお発言を保証しようとして、きょうの時間、若干押してしまいました。申し訳ございません。それでは、次回、この1番、2番あたりのところを議論するというところだけきょう確認をさせていただいて、そして、次回、冒頭で1号委員からのご意見もそのときにいただく形で、私の考えておりますことも少し補足的に説明をさせていただく時間もいただきまして、次回、冒頭での議論をさせていただこうと思っております。

（4）意見交換

（時間の都合により、第4回に持ち越して議論）

（5）その他

○会長

もう一つ、今後の予定について、皆さんもかなりご多忙な中でここにご参加いただいておりますので、前回、皆さんからのご承諾をいただきまして、私とH先生とA先生で全体の日程の打ち合わせさせていただいて、8月、第8回以降の日程案を皆さんにご報告させていただこうと思っております。

それでは、事務局のほうから、この日程をお願いいたします。

○事務局

今後の予定についてご説明いたします。最初に、来週27日に保育園見学について行いますけれども、9人の委員の皆様にご参加いただけることとなりました。9人の方にはお手元に資料を配付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

今、会長からお話のありました8月以降の日程ですけれども、資料14をご覧くださいませでしょうか。第8回以降の日程の案を入れておりますので、予定に入れていただきますようお願いいたします。ただし、会議の進捗状況によって変更もあり得ますので、ご了承いただきたいと思っております。

次回の会議ですけれども、6月3日木曜日、午前9時30分より、今日と同じ第1会議室にて開催いたします。よろしくをお願いいたします。

○会長

大変お忙しい中、皆さんお集まりいただいておりますけれども、この日程ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、事務局から資料 15 のご説明をお願ひいたします。

○事務局

「委員会だより」についてですけれども、No.2 を作成いたしましたので、今日資料 15 ということで机上配付させていただきました。内容確認にご協利いただきました委員の皆様、どうもありがとうございます。

○会長

それでは、大変押してしまいましたけれども、今日は本当に有意義な皆様からのご発言をいただきました。短い時間ではございましたけれども、さまざまな形での準備にご協利いただきまして、ありがとうございます。少しずつ皆さんがお感じになっていらっしゃるがこの場で発言いただけるような雰囲気が出てきたのではないかと思ひます。次回以降は、かなりそれぞれの立場でお感じになっていらっしゃるこの議論をしていくこととなります。

私は、実は来週、国連に参りまして、日本の第 3 回子どもの権利条約の報告に対する国連での審査に立ち会ってまいります。私が何を申し上げたいかという、「建設的対話」という言葉がいつもその中で使われてまいります。私たちは一人ひとりの子どもたちの最善の利益のためにここに集まり、そして、その子どもたちの最善の利益をどうやって保障したらいいかということを考える。そして、私たちの知恵と工夫、熱意の中で、この子どもたちの育ちというものを支えなければならない。そのためにぜひ皆さんのご努力をここで集めていきたいと思ひしておりますので、ぜひとも次回以降、その建設的対話をしながら、皆さんでこの船橋の中での最高の方法ということを考えてまいりたいと思ひしております。どうぞ次回もご協利のほどお願ひしたいと思ひます。

これで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。